

# 国勢調査の概要

平成21年4月  
総務省統計局

国勢調査は、我が国の人口や世帯の姿を明らかにする最も基本的な統計調査として、大正9年（1920年）以来5年ごとに実施

国勢調査の結果は、議員定数、地方交付税・補助金などの算出根拠となるなど、民主主義の基盤を成す統計を提供

また、国勢調査の結果は、個人・世帯を調査対象とする各種標本調査の標本抽出のために活用され、合理的な統計体系の整備に不可欠な情報を提供

## 調査の沿革

回数	調査年	国勢調査のトピックス	人口(万人)	世相
第1回	大正9年 (1920年)	第1回国勢調査	5596	第1回国際連盟総会、初のメーデー
第7回	昭和25年 (1950年)	戦後初めての国勢調査	8412	朝鮮戦争勃発、公職選挙法公布
第11回	昭和45年 (1970年)	人口1億人突破	1億467	大阪万博開催、よど号ハイジャック事件
第15回	平成2年 (1990年)	生産年齢人口(15~64歳)の割合がピーク	1億2361	バブル経済崩壊、東西ドイツ統一
第18回	平成17年 (2005年)	国勢調査人口のピーク	1億2777	個人情報保護法施行、愛・地球博開催
第19回	平成22年(2010年)10月1日に実施			

## 国勢とは

国勢 は 国の情勢 の意味

明治29年(1896年)3月に議決された衆議院「国勢調査執行建議」及び貴族院「国勢調査二関スル建議」から

国勢調査ハ全国人民ノ現状即チ男女年齢職業...略...  
家別人別ニ就キ精細ニ現実ノ状況ヲ調査スルモノニ  
シテータビ此ノ調査ヲ行フトキハ全国ノ情勢之ヲ掌  
上ニ見ルヲ得ベシ、...

## 法的根拠

「統計法」(我が国の統計に関する基本法)に5年ごとの実施を規定

統計法の公布は、日本国憲法施行と同じ昭和22年

注)平成19年5月23日に新統計法公布。平成21年4月から全面施行

第5条第2項 総務大臣は、前項に規定する全数調査(以下「国勢調査」という。)を十年ごとに  
行い、国勢統計を作成しなければならない。ただし、当該国勢調査を行った年から五年目に当たる年には簡易な方法による国勢調査を行い、国勢統計を作成するものとする。

## 調査期日

10月1日午前零時現在

調査期日は、南北に細長い日本列島の気候風土、風俗習慣、人々の経済活動などを勘案して定められている。また、4月から始まる会計年度の中央日であることなど、行政上の利用にも配慮されたものとなっている。

## 調査対象

我が国に常住するすべての者  
(外国人を含む)

平成17年国勢調査の調査票枚数は約7,700万枚で、上に重ねると、富士山の約3倍(2.61倍)となる。

注) 統計法によって、個人情報厳格に保護されており、また、すべての者に報告義務がある。

## 主な調査項目

男女の別、出生の年月、就業状態、  
従業地・通学地、住居の種類 など

注) 西暦の末尾が0の年に大規模調査、  
5の年に簡易調査をそれぞれ実施。  
(両者の違いは調査項目が異なるのみ)

諸外国の調査項目  
アメリカ(2000年) : 53項目  
(うちショートフォーム: 7項目)  
イギリス(2001年) : 40項目  
イタリア(2001年) : 76項目  
オーストラリア(2006年) : 61項目  
韓国(2005年) : 44項目  
(うちショートフォーム: 21項目)

## 調査の流れ

総務省 - 都道府県 - 市町村 - 指導員 - 調査員 - 世帯

注) 指導員及び調査員は、総務大臣が任命する非常勤の  
国家公務員

平成17年国勢調査では、  
指導員: 約9万人、調査員: 約83万人

## 結果の利用状況

- 法定人口としての利用  
: 衆議院議員の小選挙区の画定基準、都道府県・市町村議会の議員定数の決定、地方交付税の算定基準 等
- 行政施策の基礎資料としての利用  
: 内閣総理大臣を長とする中央防災会議の首都直下地震対策専門調査会において、首都圏直下型地震の被害想定結果の試算 等
- 学術、教育、民間など広範な分野で利用  
: 人口学・地理学、小・中学校等の教育用資料 等